平成２８年（フ）第５３号
宮崎県延岡市須佐町5727番地３
債務者　松浦　五月
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１２６号
金沢市浅野本町１丁目８番10号　みゆき荘102号
債務者　表具　英治
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７５号
兵庫県伊丹市昆陽東６丁目８番47―308号
債務者　庄　　和彦
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０２号
兵庫県伊丹市南本町１丁目２番２号、前住所兵庫県川西市けやき坂４丁目35番地６
債務者　新納　千尋（旧姓神野）
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目14番11号
債務者　西尾　豊一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４３号
兵庫県西宮市塩瀬町名塩5117番地３　西宮名塩東山グリーンマンション501号
債務者　井谷　将人
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７０号
兵庫県西宮市柳本町４番19号　メゾンド広田201、住民票上の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目19番５―306号
債務者　杉本　明彦
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２７３号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目25番27号
債務者　木津　邦江
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９４号
兵庫県尼崎市下坂部２丁目７番13号
債務者　山口　一成
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂67番地の１　パークサイドマンション601号
債務者　樋山　夏紀
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
神戸市兵庫区新開地６丁目２番26―210号、従前の住所神戸市兵庫区湊町３丁目１番26号平和ビル402
債務者　木村　　涼
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３８６号
神戸市垂水区坂上４丁目２番29号ハイツ川口201号、従前の住所兵庫県姫路市下手野２丁目16番５号エムカーサ203号室
債務者　田中　雄悟
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１１号
神戸市長田区房王寺町３丁目６番12―407号
債務者　野村　　功
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
山口県下関市宝町32番24号、前住所山口県下関市生野町２丁目31番28号
債務者　松浦　章一
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
熊本市中央区本荘３丁目８番20―408号
債務者　平　亜紀子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１９９号
熊本市中央区帯山３丁目４番20号　Ａビル401、前住所熊本市中央区帯山５丁目27番11号
債務者　松本　伸一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係